

東近江行政組合公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び東近江行政組合財務規則（平成 5 年滋賀中部地域行政事務組合規則第 6 号）第 113 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

東近江行政組合管理者 小 椋 正 清

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防本部高機能消防指令システム更新工事設計監理業務
- (2) 場 所 東近江市東今崎町 5 番 33 号
- (3) 期 間 契約締結の日から令和 8 年 7 月 31 日まで
- (4) 業務概要
 - ア 実施設計業務 令和 6 年 8 月 31 日（土）まで
 - イ 施工監理業務 令和 8 年 7 月 31 日（金）まで
 - ウ 高機能消防指令システムは、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型とする。
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 非公表

2 入札方式 条件付一般競争入札事後審査型

3 入札に参加する者に必要な資格

次の項目をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続の申立てをされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 自社若しくは自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (4) 過去 10 年以内（平成 27 年 4 月 1 日以降）に官公庁において、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型以上）の実施設計を行った実績及び消防救急デジタル無線の接続を含む実施設計を行った実績を有すること。
- (5) 国土交通省建設コンサルタント（電気・電子部門）の登録業者であること。
- (6) 滋賀県、近畿府県及び隣接県に、本店、本社、支店、支社又は営業所を有すること（近畿府県及び隣接県とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県及び三重県）。
- (7) 技術士（電気・電子部門又は情報工学部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（RC CM 電気・電子部門）の資格を保有している管理技術者及び照査技術者を配置できること。

4 仕様書の配付

仕様書（設計図書）は東近江行政組合のホームページにおいて配布する。

5 仕様書に対する質疑の受付日時及び方法

(1) 質疑受付日時

令和6年2月7日（水）正午まで（時間厳守）

(2) 質疑受付方法

東近江行政組合総括管理課宛に質疑内容を書面（箇条書き任意様式）にてファックスで提出すること。電話による質疑は受け付けない。

なお、ファックス送信時は、ファックスを送信した旨を東近江行政組合総括管理課へ電話連絡すること。 電話：0748-22-7620 FAX：0748-22-7608

(3) 回答日時

令和6年2月14日（水）午後5時までに、東近江行政組合のホームページにおいて回答書を掲載する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年2月21日（水）午後1時30分から

(2) 入札場所

東近江市東今崎町5番33号 東近江行政組合 2階屋内訓練場

7 郵便による入札

郵便による入札は取り扱わない。

8 入札金額

入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札決定額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を含めない金額を入札書に記載すること。

9 代理人の入札

(1) 入札を代理人が行う場合、代理人は、入札開始前に委任状（指定様式）を提出しなければならない。

(2) 代理で入札を行う者は印鑑を持参すること。

10 入札方法等

(1) 入札執行回数は、2回までを原則とし、特別の事情がある場合は3回とする。

1回目の入札により予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、予定価格に達しない額の応札者より、再度の応札を求めることとする。

(2) 入札参加資格の審査は、事後審査方式とする。

(3) 入札は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、落札者は後日決定する。

このことから、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最も入札価格の低い者から3番目までの入札金額及び入札者名を読み上げ、後日、落札者を決定する旨を宣言して入札を終了する。

入札者名を読み上げられた者は、その場において次に掲げる書類を提出すること。

①入札参加資格確認申請書（様式第1号）

②入札参加資格申立書（様式第2号）

提出書類は指定様式とし、東近江行政組合ホームページに掲載の当公告に添付してあるのでダウンロードし使用すること。

開札の結果、落札候補となるべき入札者が2名以上あるときは、くじにより落札候補者及びその順位を決定する。

なお、くじを辞退することはできない。

(4) 入札参加資格審査は、開札後速やかに行うものとする。

入札資格審査の結果において、落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を不適格とし、以後、入札価格の低い順に審査を行うものとする。

審査の結果、入札参加資格を満たしている者が確認できた場合は、当該落札候補者を落札者に決定し、以降については、他の入札参加者の資格審査は行わないものとする。

落札決定金額は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって決定する。

(5) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止を受けたときは、落札を取り消し契約を締結しないものとする。

11 入札結果の公表

当該入札の落札を決定したときは、その旨を当該落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を東近江行政組合のホームページに掲載するものとする。

12 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

13 入札保証金及び契約保証金

免除する

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

15 支払条件

(1) 支払年度区分

履行期間に相当する年度ごとに支払区分を設ける。

(2) 前払い及び部分払い

行わない

16 議会の議決の要否

否

17 契約の条項を閲覧する場所

東近江行政組合財務規則及び本公告は東近江行政組合ホームページにおいて閲覧することができる。

18 見積内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し、入札金額の積算根拠が確認できる見積内訳書（数量の積算が確認で

き、応札額に合わせた金額で作成されたもの)を必ず持参し、1回目の応札時に入札書を入札箱へ投函する際に、同内訳書を提出しなければならない。

なお、再度の入札の際には見積内訳書の提出は不要とする。

19 無効入札に関する事項

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

なお、第1号、第2号、第7号及び第10号から第13号に該当する入札については、以後本件入札について、再度入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人の入札
- (3) 入札金額を加除訂正した入札
- (4) 入札金額又は入札者の氏名若しくは印影が不明瞭であり、又は要領を得ない入札
- (5) 誤字、脱字により、意思表示が不明瞭な入札
- (6) 入札金額以外の記載事項を訂正し、その訂正印がない入札
- (7) 入札執行者が見積内訳書の提出を求めた場合で、同内訳書の提出がない者の入札
- (8) 見積内訳書記載の金額に加除訂正がある場合の入札
- (9) 入札金額と見積内訳書記載の金額が一致していない場合の入札
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思を表示した入札
- (11) 談合等の不正行為があったと認められる入札
- (12) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねた入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した入札

20 その他必要事項

- (1) 談合、その他不正行為等により公正な入札に疑わしい情報などがあった場合、公正取引委員会及び警察に通報します。
- (2) 本入札に参加しようとする者が入札執行時までには不当要求を受けた場合は、東近江行政組合総括管理課に報告しなければならない。
- (3) 所定の入札書を使用すること。(入札者の住所には会社の所在地を記入すること。)
- (4) 一度提出した入札書は、撤回をすることができない。
- (5) 契約の相手方となる資格を得た者は、落札を決定した日から10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 契約の相手方となる者は、入札参加停止又は指名停止中の業者に全部又は一部を下請けさせ、又は再委託してはならない。
- (7) 本件執行については、地方自治法及び同法施行令に定めるところによる。その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。
- (8) 入札関係書類は東近江行政組合ホームページより入手すること。
<https://www.eastomi.or.jp/kumiai/kouhyou/nyusatu.html>
- (9) 入札に参加する者は必ず東近江行政組合ホームページより仕様書を手入手することとし、入札図書を手入手していない者は入札に参加できない。

21 入札に関する問合せ先

東近江行政組合総括管理課 電話：0748-22-7620 FAX：0748-22-7608

入札参加資格確認申請書

令和6年 月 日

東近江行政組合管理者 小 椋 正 清 様

申請者 所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 印

担当者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

令和6年1月26日公告の消防本部高機能消防指令システム更新工事設計監理業務に係る一般競争入札の参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 公告年月日 令和6年1月26日
- 2 入札執行日 令和6年2月21日
- 3 添付書類 入札参加資格申立書（様式第2号）

入札参加資格申立書

令和6年 月 日

東近江行政組合管理者 小 椋 正 清 様

申立者 所在地

名 称

代表者氏名 印

令和6年1月26日公告の消防本部高機能消防指令システム更新工事設計監理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格について、下記のとおりすべての項目を満たすことを申し立てます。

なお、申立後、同資格のいずれかの項目を満たさなくなった場合は、速やかに書面により届け出ます。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。）に該当しないか。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない。

- 2 会社更生法の更生手続き開始の申立てをされている者又は民事再生法の再生手続き開始の申立てをされている者でないか。

会社更生法の更生手続き開始の申立てをされている者又は民事再生法の再生手続き開始の申立てをされている者でない。

- 3 自社若しくは自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないか。

自社若しくは自社の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でない。

- 4 過去10年以内（平成27年4月1日以降）に官公庁において、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型以上）の実施設計を行った実績及び消防救急デジタル無線の接続を含む実施設計を行った実績があるか。

別紙「設計業務実績を証明する書類（写）」のとおり、平成27年4月1日以降に官公庁において、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業（Ⅱ型以上）の実施設計を行った実績及び消防救急デジタル無線の接続を含む実施設計を行った実績がある。

実施した官公庁名を記入（ ）

5 国土交通省建設コンサルタント（電気・電子部門）の登録業者であるか。

国土交通省建設コンサルタント（電気・電子部門）の登録業者である。

6 滋賀県、近畿府県及び隣接県に、本店、本社、支店、支社又は営業所があるか。（近畿府県及び隣接県とは、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、岐阜県及び三重県）。

滋賀県、近畿府県及び隣接県に、本店、本社、支店、支社又は営業所がある。

7 技術士（電気・電子部門又は情報工学部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM 電気・電子部門）の資格を保有している管理技術者及び照査技術者を配置できることができるか。

別紙「管理技術者及び照査技術者の資格を証明する書類（写）」のとおり、技術士（電気・電子部門又は情報工学部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM 電気・電子部門）の資格を保有している管理技術者及び照査技術者を配置できることができる。

※該当する項目の□内にレ点及び必要事項を記入し、別紙「設計業務実績を証明する書類（写）」及び「管理技術者及び照査技術者の資格を証明する書類（写）」を添付すること。
※すべての該当する項目の□内にレ点の記入及び必要事項の記入がない者や入札に参加する者に必要な資格に虚偽の申請を行った者は入札に参加することはできない。
※「設計業務実績を証明する書類（写）」とは、工事の設計（工事監理）を実施した経験を有することがわかるもの（契約書の写し等）。